

成人の日を祝う

幸田町選挙管理委員会
委員長 川口 安一

みなさんおめでとうございませう。成人の日を祝います。きょうからみなさんは法律的にも世界的にも成人として、いろいろな社会的にも成人として、いろいろな責任を負うようになります。これは国家がみなさんを一人前の人間としてあつかうようになったことでもあります。年改まることと同時に新しく選挙権を得るようになったみなさんが力を強く発揮して、国を良くして下さることを願っています。

一本書は青年のもの、明るく正しく、きょうのみなさんが立派に成人になられたことを祝い、きょう以後はともに責任を持ち、郷土の発展のために、ひいては国家におよぼす世界人類のために貢献されることを望みます。それと同時にみなさん、ますます身体を健全にし、豊かな教養を身に付け、國力の行動する高度の文化人になることを心からお願ひ申し上げてお祝ひのこめいさつといたします。

一昨日再び曇り降り、昨日は人ごみにあふれ、きょうは晴れ、歳月は人を待たず、

家事調停の成立とアフターケア

家事調停所で調停が成立すると調停で定めた金額の支払や、物品の引渡などの約款が正式の調停協定の効力を持つようになります。したがって相手方が約款を任意に履行しないときは強制執行を怠ることもできません。しかし家事調停所は強制執行の段階に至るまで調停で定められた義務が円滑に履行されるよう、調停成立の後にもしっかりと調停を見ることになっております。

これを履行督促と称し、相手方と協議し、履行命令などの二つの方法があります。これには調査報告(一調査報告)は権利者の申出により、または訴訟を提起することになります。

○調停
相手方の住所を管轄する簡易裁判所に書面(申立書)は、共同調停を申請してあります。裁判調停を申し立てれば、裁判調停の便宜を促し、話し合い、納得が成立すれば調停が成立し、判決と同じ効力を持ちます。

交通事故被害者のためのやさしい知識

○示談の進め方
示談とは、交通事故の被害者と加害者との話し合いによって損害賠償責任の有無、その金額、支払方法などを決めること、その決り方を争いを解決する方法です。

○示談の時期と効果
示談は、四割には早く解決することにしたことはあきまじく、損害の金額が明らかになるか、見通しがたつてからにしてください。あわせて示談解決しようとする場合、相手につけられたりすることと、相手につけられたりすることとが、示談の費用に大きな差があります。自賠保の取戻金や内払金を活用してください。示談は、一人成立し、原則としてやりなおしができません。

○示談交渉上の注意
△運転者、雇用者、運行供用者、加害者、被害者の両方で、示談の条件が折り合わなかったり、加害者が不誠意で、示談に応じないときは、裁判所に調停を申し立てておいてください。

△示談ができた後、賠償金の支払いは同時に示談書を取りかかわる。△示談内容は簡実に履行させるため、示談書に署名を付し、捺印を確定するか、簡易裁判所で和解調停を作成するか、調停の成立を公認する。△示談の内容を公認する。△示談が完了したとき、被害者が被害者の両方で、示談の条件が折り合わなかったり、加害者が不誠意で、示談に応じないときは、裁判所に調停を申し立てておいてください。

○示談による話し合いがつかないときは
加害者、被害者の両方で、示談の条件が折り合わなかったり、加害者が不誠意で、示談に応じないときは、裁判所に調停を申し立てておいてください。

○示談による話し合いがつかないときは
加害者、被害者の両方で、示談の条件が折り合わなかったり、加害者が不誠意で、示談に応じないときは、裁判所に調停を申し立てておいてください。

○交通事故発生の日時、場所、事故状況
加害者(運転者)の勤務先、事業所、住所、代表者氏名、被害者(重傷者)や車の所有者の住所、氏名、車の登録番号、同被害者の住所、氏名、家族構成、勤務先、通勤先、被被害者の収入、事故にともなう諸経費(治療費、葬儀費、遺費など)。

○交通事故発生の日時、場所、事故状況
加害者(運転者)の勤務先、事業所、住所、代表者氏名、被害者(重傷者)や車の所有者の住所、氏名、車の登録番号、同被害者の住所、氏名、家族構成、勤務先、通勤先、被被害者の収入、事故にともなう諸経費(治療費、葬儀費、遺費など)。

百種痘日割表

| 期日 | 種別 | 回数 | 時間 | 医師 |
|-------|------|----|-----------|-----------|
| 1月23日 | 百日種痘 | 1 | 2.00~3.00 | 谷井木田田谷井八田 |
| 2月28日 | 百日種痘 | 2 | | 神渡錦上飯橋浅野上 |
| 3月18日 | 百日種痘 | 3 | | |

会場 幸田町母子健康センター
百日種痘は3回実施。昭和43年7月1日から9月30日までの出生者
② 追加法……初回法の3回がすでに12ヶ月~18ヶ月の間に1回うけてください。
③ その他……昭和43年7月1日以前の出生者で、初回法の完了してない方も受けること。

戸籍移動

出生 五藤 礼子 父 区名
浅井 一彦 母 見 六区名
山本 敦仁 母 岩 水野

母子健康センター 行事予定表

| 月 | 日 | 時間 | 行事 |
|----|---------|-------------|------|
| 一月 | 八日(水) | 10:00~11:00 | 妊婦検診 |
| 一月 | 十五日(水) | 10:00~11:00 | 妊婦検診 |
| 一月 | 二十二日(水) | 10:00~11:00 | 妊婦検診 |
| 一月 | 二十九日(水) | 10:00~11:00 | 妊婦検診 |

役場へ電話連絡 されるかたに

おねがい

平日は、各課でりつこうですが土曜日の午後と日曜日の昼間は二〇一五番へ、夜間の場合は三二二八番へお願いします。

夜間電話は 三二一八番
昼間電話は 二〇一五番

成人二病 中年は26歳から 頭は使えば使うほど若くなる

使わなければ頭も衰える。世の中には、休養をたたくつり、若くして頭も衰える人が意外に多い。しかし、運動の選手などは、三日もゴロゴロしていても、たう人間の間からは驚異のようなもの、使わなければ衰えるのは、頭も衰える。頭も衰えるのは、使わなければ衰える。頭も衰えるのは、使わなければ衰える。

所得税、法人税納税証明書の請求は、はやめしよう

年度末にかけて、ご入用の納税証明書は2月1日までに請求してください。3月1日までに請求すると遅延し、出向が難しくなります。ご協力ください。

日常生活の知恵

○四割度ですみます。
名古屋家庭裁判所調停支部は、名古屋市中区寺町三丁目二番(名鉄バス「前野警察署前」下車東へ徒歩二〇〇米) 電話(四割五二一四五二一代表)にありませう。

日常生活の知恵

○四割度ですみます。
名古屋家庭裁判所調停支部は、名古屋市中区寺町三丁目二番(名鉄バス「前野警察署前」下車東へ徒歩二〇〇米) 電話(四割五二一四五二一代表)にありませう。